



男性も率先して子育てに 参加できる制度や職場環境

藤井 大典 Hironori Fujii

国税実査官

平成27年採用

徴収部 国税訟務官付

Q. 現在の仕事内容は？やりがいを感じるときは？

国税の徴収に関する訴訟の提起や遂行に関する事務及び徴収事務に関して国が被告として訴訟提起された場合の対応に関する事務を行っています。訴訟を提起するに当たっては、集めた証拠を基に自分で訴状を作成し、裁判所の傍聴席ではなく、原告席に座って訴訟に参加するなど、通常ではなかなか経験することのできない経験もさせていただいています。

また、法務局の担当検事の方々と協力して一つの事案を処理していくため、そういった法曹関係者の方々と一緒に仕事をさせていただくことに刺激を受けていますし、やりがいも感じています。国の主張が認められて、徴収困難事案の進展を図ることができたときは、達成感を感じるばかりです。



Q. 仕事と子育ての両立はどのように？

妻の産前産後には、「配偶者出産休暇」「男性職員の育児参加休暇」を利用しました。生まれた後は、第一子の際に育児休業を2回、計11か月取得し、第二子の際に育児休業を1か月取得しました。子どもの小さな変化に気付けたり、成長を目の当たりにできたのは、育児休業を取ったからこそ。職場復帰後も、子どもの体調が悪いときは「子の看護休暇」を利用し、率先して子育てに携わるようにしています。



Q. 今後の目標は？

国税訟務官の仕事を通じてさまざまな法解釈や判例などを学び、身に付けた知識を駆使して、訴訟の観点から事案にアプローチしつつ、少しでも多くの滞納事案を完結に導けるように、今後も研さんに励みたいと思います。



メッセージ Message

近年は、男性の育児参加に対する意識も変化しているように思います。国税の職場でも、女性、男性を問わず、仕事と育児の両立をサポートする制度の整備や、子育てに参加しやすい環境作りが行われています。仕事と子育てが両立しやすい国税の職場で、ぜひ働いてみませんか。皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしています。